

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会 傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を傍聴しようとする者は、会議開催の15分前までに傍聴希望を事務局に申し入れ、事務局より整理番号を受領し、事務局の指示に従って傍聴席に着かなければならない。それ以降の傍聴の申込みはできない。

(定員及び傍聴の許可)

第2条 傍聴人の定員は10名以内とし、会議毎に事前に定員を告知する。会議開催の15分前の時点で、傍聴希望者が定員を超えた場合には、抽選により傍聴人を決定する。

(入場の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと求められる者

(傍聴人の遵守事情)

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第6条 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第7条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。